

水稻共済加入者の皆様へ

山口県農業共済組合

◎ 水稻の登熟不良等被害について

気象庁の3カ月予報（6～8月）によると、全国的に平均気温は高い見込みとなっており、高温障害の発生が懸念されています。

高温障害、台風による潮風害やフェーン現象等による白穂、褐変等の被害は、広範囲に未熟粒等の大量発生を伴う場合があります。

◎ 水稻の斑点米カメムシの吸汁被害

令和6年7月17日付で、山口県病害虫防除所より、注意報第2号（水稻の斑点米カメムシ類）が発表されました。注意報にも記載されていますが、8月の気温は高く、斑点米カメムシ類の活動に好適と予想されています。

出穂期に斑点米カメムシ類による集中的な吸汁を受けると、不稔穂が発生し収穫量に影響を与える恐れがあります。

◎ 登熟不良被害 や カメムシ被害 の損害評価

登熟不良被害や斑点米カメムシ類の吸汁被害等は、外見上、被害程度の把握が難しいため、被害申告をしないまま収穫され、収穫後に白未熟粒等や斑点米カメムシ類の吸汁被害の発生が確認されることがあります。現在加入されている半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式は収量補償であるため、品質または等級の低下は、共済金の支払い対象とはなりません。

しかし、当組合管内で白未熟粒等や斑点米カメムシ類の吸汁被害が広範囲に発生し、規格外米が相当割合発生した場合は、当組合の申請及び国の認定により、特例的に白未熟粒等の発生量を共済減収量に加味して、損害評価（特例措置）を実施できる場合があります。

◎ 被害申告される場合の注意点

ほ場内の籾（玄米）の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障害による白未熟粒等や斑点米カメムシ類の吸汁被害が見込まれる場合は、収穫される前に被害申告を行ってください。なお、被害申告の方法は、送付された「損害評価のお知らせ」をご確認ください。

◎ 共済金支払対象にならない場合があります

登熟不良などの高温障害による白未熟粒等の発生や斑点米カメムシ類による吸汁被害の発生で被害申告をいただいても、今後の生育・被害状況等により特例措置が実施されない場合や、特例措置が実施されても一定の割合を超える減収とならない場合は、共済金の支払対象となりませんので、あらかじめご了承ください。